# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	母子保健法による保健指導等に関する事務基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高島市は、保健指導等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

滋賀県高島市長

#### 公表日

令和7年9月12日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	母子保健法による保健指導等に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき妊産婦や乳幼児、父母に対し保健指導や訪問指導、健康診査、妊娠や低体重児 の届出、未熟児の訪問指導、健康教育、養育医療の給付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、宛名システム
2. 特定個人情報ファイル:	名
母子保健ファイル、住登外者が	2名番号管理関係ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第70の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	<ul> <li>【情報照会の根拠】</li> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・番号法19条の第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の項番号95、96の項</li> <li>【情報提供の根拠〕</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の項番号95、96の項</li> </ul>
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8538
8. 特定個人情報ファイル(	の取扱いに関する問合せ
連絡先	健康福祉部 健康推進課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8078
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した
適用した理由	

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和	17年4月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[	500人未満 ]	]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
		令和7年4月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

# Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点: 3) 基礎項目評価書及び全項 は全項目評価書において、リスク対策	目評価書	
されている。					
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシ	<b>ノステムを通じた入手</b>	を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ 0 ]委	托しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネット	ワークシステムを通じた	と提供を除く。) [○]提(	共・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1	]接続しない(入手) [ ]接続	続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	2) 十分である			

9. 監査	
実施の有無	[〇] 自己点検 [〇] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	<b>啓発</b>
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> <ul><li>(選択肢&gt; <ul><li>1) 特に力を入れて行っている</li><li>2) 十分に行っている</li><li>3) 十分に行っていない</li></ul></li></ul>
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策    <選択肢>   目的外の入手が行われるリスクへの対策   目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策   5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9)従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	お変型人情報を改扱う込齢系システムのアクセスが可能な職員は、バスワード及び静脈認証により管理しており、人事異論等により特定型人情報を扱わないことになった場合には、基幹系システム管理者がアクセスできないようにしているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分であら」と考える   国際自市における情質

#### 変更箇所

変更箇		all the state of t		Arm a Londo Mar	
変更日	項目 I 関連情報 2. 特定個人情	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月21日 令和7年4月21日	報ファイル名 I 関連情報 3個人番号の利用 法令の根拠	健康管理システム(乳幼児健診) 番号法第9条第1項および別表第一第49の 項、番号法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令	健康管理システム(妊産婦健診・乳幼児健診) ・番号法第9条第1項 別表第70の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条	事後	
令和7年4月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報 連携 ②法令の根拠	番号法第19条第8号 同法別表第二第26、5 6の2、69の2、87	□ 「情報照会の根拠」 ・番号法第19条第8号 ・番号法19条の第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の項番号 95、96の項 「情報提供の根拠」 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の項番号 95、96の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の項番号	事後	
令和7年4月21日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数	令和3年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月21日	ス数 IIしきい値判断項目 2. 取扱	令和3年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月21日	者 <u>教</u> Ⅳリスク対策一8. 人手を介在	_	新様式への変更に伴い記載	事後	
令和7年4月21日	<u>させる作業</u> Ⅳリスク対策一11. 最も優先	_	新様式への変更に伴い記載	事後	
	度が高いと考えられる対策	<b>藤事篤珥シフニノ(紅帝福藤勢・到 幼田藤参)</b>			
	I-1-③システムの名称	健康管理システム(妊産婦健診・乳幼児健診)	健康管理システム、中間サーバー 健康管理システム、中間サーバー、宛名システ	事後	
	I-1-③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー	ム 母子保健ファイル、住登外者宛名番号管理関	事前	
令和7年9月12日	I-2特定個人情報ファイル名	母子保健ファイル 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー	係ファイル 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的な	事前	
令和7年9月12日	Ⅳ-8人手を介在させる作業	登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、システムで照会を行う際には、4情報又は住所を含めた3情報により行うことを遵守していることから、人為的ミスが生じるリスクへの対策は「十分である」と考える。	ガイドライン川に従い、システムで開金を行う際には、4情報又は住所を含めた3情報により行うたと書でしていることから、人為的3スが生じるリスクへの対策は「十分であらと考える。 ■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する相置としては、以下を講じる。 (①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限を関係している。)・「中本者は範囲を超えた操作が行えないようンステム的に、制御する。・「作業者は範囲を超えた操作が行えないようンステム的に、制御する。・「特別がの目的・用意でフィルを複製しないよう、作業者に対して関盟機能を行う。 2巻行け、一般で、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、「中本教育」を述えば、「中本教育」では、「中本教育」では、「中本教育」では、「中本教育」では、「中本教育」では、「中本教育」では、「中本教育」では、「中本教育」では、「中本教育」では、「中本教育」では、「中本教育」では、「中本教育」では、「中本教育」を、「中本教育、「中本教育」を、「中	事前	
令和7年9月12日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	特定個人情報を取扱う基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、パスワード及び静脈認証により管理しており、人事移動等により特定個人情報を扱わないことになった場合には、基幹系システム管理者がアクセスできないようにしているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。	特定個人情報を取扱う基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、バスワード及び静脈を記といり意思しており、人事移動等により特定個人代報を扱わらいことになった場合はは、基幹系システム・管理者がアウセスできないようにしていたが、推奨のない者によって不正に使用されるリスターの対象はは「サウなられた。推奨のない者によって不正に使用されるリスターの対象はは「サウなられたの。」 ■高馬町における指置 10 別職態の実と質視を開発を発度ごとして作成するとともに、アクセスログ・アクセスで動態を開発したると表現、表現の容別を関いを関いませた。とともに、アクセスログ・アクセスで動態があるの防止・アクセスを観測をありませた。とは、表現の場合であると対象をあるの防止・アクセスを開発のの影響とと外筋を入の防止・アクセスを開発のの影響と対象が多点の防止・アクセスを開発の一般を開発の主要素認証・アクセスを開発のできて、表現の表現の特別を発展した。とない、表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表	事前	